

# =透明性に関する指針=

## 株式会社八光「企業活動における医療機関等への透明性に関する指針」

株式会社八光(以下、当社)は企業理念である「われらは社会のためにあり」の精神に従い、医療に関わる企業として高い倫理観と企業理念を基本とした法令順守そして公正、公平な事業活動を求めています。

その企業理念に基づき、生命の安全をつかさどる医療機器産業の一員として、医療機器の適正使用の普及と不可欠な医療機関等との関係の透明性を高め、社会からより高い信頼を得られる企業を目指し、本指針に基づき、企業活動による医療機関等への支払い資金の情報を公開します。

### 1. 公開の範囲とその内容

当社が公開する医療機関等への支払い資金に関する情報の公開範囲および内容は、次のとおりとする。

#### 【A】研究費開発費等

当社が公的規制のもとで実施される各種試験、報告、調査等(臨床試験、治験、製造販売後臨床試験、不具合・感染症例報告、製造販売後調査等)及び当社が独自に行う調査等の費用

|              |       |
|--------------|-------|
| ①共同研究費       | 年間の総額 |
| ②委託研究費       | 年間の総額 |
| ③臨床試験費       | 年鑑の総額 |
| ④製造販売後臨床試験費  | 年間の総額 |
| ⑤不具合・感染症例報告費 | 年間の総額 |
| ⑥製造販売後調査費    | 年間の総額 |

#### 【B】学術研究助成費

当社が医療機関等に提供する学術振興、研究助成を目的とする寄付金、および学会等の開催支援のための、学会寄付金、学会共催費等

|        |                 |
|--------|-----------------|
| ①奨学寄附金 | 提供先医療機関ごとの件数と総額 |
| ②一般寄付金 | 提供先医療機関ごとの件数と総額 |
| ③学会寄付金 | 対象学会ごとの金額       |
| ④学会共催金 | 対象学会ごとの金額       |

#### 【C】原稿執筆料等

当社が医療機関等に依頼する講演や原稿執筆、コンサルティング等業務委託に対して支払われる費用

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ①講師謝金           | 支払い先医療機関等ごとの年間件数と総額 |
| ②原稿執筆料・監修料      | 支払い先医療機関等ごとの年間件数と総額 |
| ③コンサルティング等業務委託費 | 支払い先医療機関等ごとの年間件数と総額 |

#### 【D】情報提供関連費

当社が医療機関に対し自社医療機器の適正使用、安全使用の為に必要な講演会、説明会等に関して支払われる費用

|                  |          |
|------------------|----------|
| ①講演会費            | 年間の件数と総額 |
| ②説明会費            | 年間の件数と総額 |
| ③医学・医療工学関連文献等提供費 | 年間の総額    |

#### 【E】その他の費用

当社が社会的儀礼として医療機関等に支払う接遇等の費用

|        |       |
|--------|-------|
| ①接遇等費用 | 年間の総額 |
|--------|-------|

### 2. 公開の時期およびその方法

当社は各年度における医療機関等への支払い資金に関する情報を、各年度の決算確定後に当社のホームページを通じて公開します。  
公開は2013年度分を2014年から公開します。

以上

\*「年度」とは当年5月21日から翌年5月20日までの1年間をいう。

\*「医療機関ごと」とは支払い資金の提供先が医療従事者個人の場合は医療従事者ごとをいい、医療従事者ではなく医療機関、その他団体の場合はその該当団体をいう。